

現 行	変更案
平成 25 年 5 月 27 日	平成 年 月 日
「下水道広報プラットホーム」規約	「下水道広報プラットホーム」規約
第1章 総 則	第1章 総 則
(名称) G K P	(名称) G K P
第1条 本団体は、「下水道広報プラットホーム」(以下、頭文字をとり「GKP」という。) という。	第1条 本団体は、「下水道広報プラットホーム」(以下、頭文字をとり「GKP」という。) という。
(目的)	(目的)
第2条 下水道は暮らしや社会経済を支えている私たちの財産です。この財産を未来へ引き継ぎ、活かしていくためには、利用者である国民一人ひとりに下水道の理解を深めてもらう必要があります。	第2条 下水道は暮らしや社会経済を支えている私たちの財産です。この財産を未来へ引き継ぎ、活かしていくためには、利用者である国民一人ひとりに下水道の理解を深めてもらう必要があります。
GKPは、これまで下水道界で展開されてきた広報活動を外部につなぐとともに、産学官の垣根を超えた新たな広報活動を展開する下水道界のプラットホームとして機能することを目指します。	GKPは、これまで下水道界で展開されてきた広報活動を外部につなぐとともに、産学官の垣根を超えた新たな広報活動を展開する下水道界のプラットホームとして機能することを目指します。
(活動)	(活動)
第3条 前条の目的を達成するため、次の事業を行う。	第3条 前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
1 全国各地に埋もれているネタ・リソースの発掘・深掘	1 全国各地に埋もれているネタ・リソースの発掘・深掘
2 広報事例の収集・共有化	2 広報事例の収集・共有化
3 適切なターゲットへの情報発信	3 適切なターゲットへの情報発信
4 付加価値を付けたマスコミへの発信	4 付加価値を付けたマスコミへの発信
5 下水道界の各プレーヤーがつながりたいと考える対象とつながる場の提供	5 下水道界の各プレーヤーがつながりたいと考える対象とつながる場の提供
6 自治体・企業と学生をつなぐリクルート的な情報交換会の開催	6 自治体・企業と学生をつなぐリクルート的な情報交換会の開催
7 マスコミ、オピニオンリーダー等の講演会、情報交換会の開催	7 マスコミ、オピニオンリーダー等の講演会、情報交換会の開催
8 産学官の垣根を超えた新しい企画の実施	8 産学官の垣根を超えた新しい企画の実施

9 その他、下水道関係の広報に関する活動

第2章 会 員

(会員)

第4条 会員は、この目的に賛同して入会した個人及び団体とする。

(入会)

第5条 入会しようとするものは、会長に申し込み、次の各号に該当すると会長が認めたとき、入会を承認する。

- 1 GKP の趣旨を十分理解し協力が得られること。
- 2 GKP 会員としてふさわしい活動が行えること。

(会費)

第6条 本会の会費は、次のとおりとする。

- 1 個人会員は、年額 1, 000 円
- 2 団体会員は、年額 1 口につき 3 万円

(会員の資格の喪失)

第7条 会員が次の各号の一に該当する場合には、会員の資格を喪失する。

- (1) 退会の届けを提出したとき。
- (2) 個人会員が死亡若しくは失踪宣告を受け、又は団体が消滅したとき。
- (3) 継続して 2 年以上会費を滞納したとき。

(退会)

第8条 会員は、退会届けを会長に提出して、任意に退会することができる。

(会費の不返還)

9 その他、下水道関係の広報に関する活動

第2章 会 員

(会員)

第4条 会員は、この目的に賛同して入会した個人及び団体とする。

(入会)

第5条 入会しようとするものは、会長に申し込み、次の各号に該当すると会長が認めたとき、入会を承認する。

- 1 GKP の趣旨を十分理解し協力が得られること。
- 2 GKP 会員としてふさわしい活動が行えること。

(会費)

第6条 本会の会費は、次のとおりとする。

- 1 個人会員は、年額 1, 000 円
ただし、10, 000 円を前納した者は、個人会員として、終身の資格を持つものとし、毎年の会費の請求は行わない。
- 2 団体会員は、年額 1 口につき 3 万円
- 3 会費の請求は毎年 3 月末とし、納入期限は 4 月末日とする。

(会員の資格の喪失)

第7条 会員が次の各号の一に該当する場合には、会員の資格を喪失する。

- (1) 退会の届けを提出したとき。
- (2) 個人会員が死亡若しくは失踪宣告を受けたとき。
- (3) 団体会員の団体が消滅したとき。
- (4) 継続して 2 年以上会費を滞納したとき。

(退会)

第8条 会員は、退会届けを会長に提出して、任意に退会することができる。

(会費の不返還)

第9条 既に納入した会費は返還しない。

第3章 役員等

(種別及び定数)

第10条 このGKPに、次の役員等を置く。

(1) 理事 3人以上10人以内

(2) 監事 1人以上2人以内

2 理事のうち1人を会長、2人を副会長とする。

3 会長は、GKPを代表し、その運営を統括する。

4 副会長は、会長を補佐し会長に事故があるときは、その職務を代理する。

5 監事は、GKPの決算を監査する。

6 必要により、アドバイザーを置くことができる。

(役員等の選任及び任期)

第11条 会長、副会長、理事および監事は、会員の中から総会で選任する。

2 役員等の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 アドバイザーは、会長が指名する。

4 アドバイザー及び企画運営委員の任期は、会長が定める。

第4章 会議

(総会)

第12条 会員をもって構成する総会は毎年1回会長が招集して開催する。

ただし、会長が必要と認めたとき、または会員の二分の一以上により会議の目的を示して請求があったときは臨時総会を開催することができる。

2 総会の議長は、その総会に出席した会員の中から選出する。

(総会付議事項)

第9条 既に納入した会費は返還しない。

第3章 役員等

(種別及び定数)

第10条 このGKPに、次の役員等を置く。

(1) 理事 4人以上10人以内

(2) 監事 1人以上2人以内

2 理事のうち1人を会長、3人を副会長とする。

3 会長は、GKPを代表し、その運営を統括する。

4 副会長は、会長を補佐し会長に事故があるときは、その職務を代理する。

5 監事は、GKPの決算を監査する。

6 必要により、アドバイザーを置くことができる。

(役員等の選任及び任期)

第11条 会長、副会長、理事および監事は、会員の中から総会で選任する。

2 役員等の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 アドバイザーは、会長が指名する。

4 アドバイザー及び企画運営委員の任期は、会長が定める。

第4章 会議

(総会)

第12条 会員をもって構成する総会は毎年1回会長が招集して開催する。

ただし、会長が必要と認めたとき、または会員の二分の一以上により会議の目的を示して請求があったときは臨時総会を開催することができる。

2 総会の議長は、その総会に出席した会員の中から選出する。

(総会付議事項)

第13条 総会に付議する事項は、次のとおりとする。

- (1) 規約を制定、改正すること。
- (2) 役員等の選任又は解任
- (3) 事業計画及び予算を承認し、事業報告を承認し決算を認定すること。
- (4) 会費を制定、改定すること。
- (5) 前各号のほか、運営上の重要事項を決定すること。

(総会の定足数)

第14条 総会は、個人会員及び団体会員の10分の1以上の出席がなければ開会することはできない。

(総会の議決)

第15条 総会の議決は、会員の出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(会員の表決権)

第16条 会員の表決権は、個人会員及び団体会員が各1票を有するものとする。

- 2 やむを得ない理由により総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は表決権の行使を会長に委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した会員は、16条及び前条の規定の適用について出席したものとみなす。

(理事会及び企画運営委員会)

第17条 会長、副会長、理事および監事は、理事会を構成し、総会に付議すべき事項を審議するほかGKPの運営事項について決定する。

- 2 理事会は会長が招集する。
- 3 理事会は、理事の過半数の出席により成立し、その議事は出席者の過半数の賛否をもって決する。可否同数の場合は、議長の決するところに

第13条 総会に付議する事項は、次のとおりとする。

- (1) 規約を制定、改正すること。
- (2) 役員等の選任又は解任
- (3) 事業計画及び予算を承認し、事業報告を承認し決算を認定すること。
- (4) 会費を制定、改定すること。
- (5) 前各号のほか、運営上の重要事項を決定すること。

(総会の定足数)

第14条 総会は、個人会員及び団体会員の10分の1以上の出席がなければ開会することはできない。

(総会の議決)

第15条 総会の議決は、会員の出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(会員の表決権)

第16条 会員の表決権は、個人会員及び団体会員が各1票を有するものとする。

- 2 やむを得ない理由により総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は表決権の行使を会長に委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した会員は、16条及び前条の規定の適用について出席したものとみなす。

(理事会及び企画運営委員会)

第17条 会長、副会長、理事および監事は、理事会を構成し、総会に付議すべき事項を審議するほかGKPの運営事項について決定する。

- 2 理事会は会長が招集する。
- 3 理事会は、理事の過半数の出席により成立し、その議事は出席者の過半数の賛否をもって決する。可否同数の場合は、議長の決するところに

よる。

- 4 理事会は必要に応じて、企画運営委員会、部会を置く。
- 5 企画運営委員会は、GKPの事業に関する企画及び実施を行い、GKPの円滑な運営を行う。
- 6 企画運営委員会は、委員長、副委員長及び委員により構成し、これらは理事会が選任する。

第5章 その他の規定

(寄付)

第18条 GKPは、本会の趣旨に賛同する者から、寄付を受けることができる。

(会計年度)

第19条 GKPの会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日に終わる。

(事務局の設置)

第20条 GKPの事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局は、公益社団法人日本下水道協会総務部広報課に置き、事務局長は広報課長とする。

附則

この規約は、平成24年6月25日から施行する。

附則

この規約の一部変更は、平成25年5月27日（第2回定期総会の日）から施行する。

よる。

- 4 理事会は必要に応じて、企画運営委員会、部会を置く。
- 5 企画運営委員会は、GKPの事業に関する企画及び実施を行い、GKPの円滑な運営を行う。
- 6 企画運営委員会は、委員長、副委員長及び委員により構成し、これらは会長が指名する。

第5章 その他の規定

(寄付)

第18条 GKPは、本会の趣旨に賛同する者から、寄付を受けることができる。

(会計年度)

第19条 GKPの会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日に終わる。

(予算の早期執行)

第19条の2 会長は、予算成立までの期間に執行しなければならない事業がある場合は前期繰越金の範囲で必要最小限執行できるものとする。

(事務局の設置)

第20条 GKPの事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局は、公益社団法人日本下水道協会総務部広報課に置き、事務局長は広報課長とする。

附則

この規約は、平成24年6月25日から施行する。

附則

この規約の一部変更は、平成25年5月27日（第2回定期総会の日）から施行する。

附則

この規約の一部変更は、平成29年7月6日（平成29年度定期総会の日）から施行する。